

なんば広場の持続的な管理運営方策等に係る検討調査業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

I 業務名称

なんば広場の持続的な管理運営方策等に係る検討調査業務委託

II 業務内容に関する事項

1 事業の目的と概要

なんば駅周辺では、世界をひきつける観光拠点として、上質で居心地の良い空間の創出をめざし、より歩行者にとって安全で安心な空間となるよう、官民が連携して車中心の空間から人中心の空間へと再編する事業を進めており、令和6年11月に広場部を先行的にオープンし、令和7年3月末にはなんさん通りを含む事業全体の整備が完了した。

再編後の道路空間におけるにぎわいの持続的な発展のため、地域と連携したエリアマネジメント組織が担い手となる管理運営をめざし、広場のオープン後、大阪市と地元団体が連携しながら広場の管理運営を行う社会実験を実施しており、令和6年12月には、なんば広場の一部において、歩行者利便増進誘導区域（通称ほこみち区域）を指定し、民間事業者が主催するイベントの実施や、デジタルサイネージの設置が可能となるなど、なんば広場の利活用の柔軟性を高めるとともに、令和7年度に、新たになんば広場の管理運営を行う事業者（以下「占有事業者」という。）を決定し、本格的な民間組織によるエリアマネジメント活動の実現に向けた事業収支等の検証を実施している。

広場活用の柔軟性が高まったことにより、収益性が向上すると考えられる一方で、事業収支成立のためには、維持管理に要する費用の縮減が不可欠となっており、特になんば広場の安全管理及びなんさん通りの交通誘導のための警備などに要する支出が大きいため、警備員の負担軽減による人件費の圧縮や、なんさん通りの交通規制の交通誘導効率化について検討を行う必要がある。

本業務は、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出をめざし、持続的なエリアマネジメント活動の実現に向け、デジタル技術を活用した安全・安心の向上に向けた検討、本格的なエリアマネジメントの実現に向けた検討を行うものである。

2 業務内容

1) 安全・安心の向上に向けた検討

(1) 警備員の適正配置等の検討・協議支援

占有事業者から提供された警備・交通誘導の状況や、本市が過年度に実施した検討調査の成果及び後述（3）の交通量調査の結果等をもとに、警備員及び交通誘導員の適正な配置等を検討する。検討にあたっては、道路管理者や交通管理者等の関係者協議を前提とし、警備員及び交通誘導員の負担軽減・削減が可能となる根拠・理論を検討・整理する。前述の検討及び整理内容を踏まえ、関係者協議支援を行う。

【現状の警備員及び交通誘導員の配置等】



図一 1 現状の警備員及び交通誘導員の配置

表一 1 現状の警備員及び交通誘導員の配置時間等

	配置時間	役割	コスト (万円)	今後の方向性 (想定)
①	16時～22時 (現場監視) 22時～16時 (カメラ監視)	・16時～22時：広場内を巡回し、不適正利用者がいた場合は注意喚起を行う ・22時～16時：防犯カメラによる監視を行い、不適正利用をしている利用者を発見した場合は現場へ駆けつけ注意喚起を行う	約 3,500	・デジタル技術の活用により、現場+カメラ監視の専任警備から、他警備と兼務した状態での AI カメラ監視+必要時対応に切り替え
②	25時～10時	・なんば広場への誤進入防止、進入車両の安全管理 (Uターンの誘導)	約 1,000	・なんば広場入口へのポラード設置 (設置済)、Uターンの安全性確認により削減
③	9時～25時	・進入禁止時間帯における誤進入の防止、ポラードの切り替え対応	—	・隣接する難波千日前開発の公共貢献で対応 (占有事業者による負担は不要)
④	24時間	・通行許可証の確認、許可車両・貨物車両以外の誤進入の防止	約 3,000	・デジタル技術の活用を含めたハード整備・ソフト対応による誤進入対策、交通規制の周知により削減

(2) 令和9年度以降になんば広場及びなんさん通りに実装するデジタル技術等の選定

① デジタル技術等の選定

本市が過年度に実施した検討調査の成果等をもとに、令和9年度以降になんば広場及びなんさん通りに実装するデジタル技術等（デジタル技術に限らず有効な技術があれば、組み合わせることを想定）を選定する。

② 導入スキーム・ステップの検討

デジタル技術等の実装に向け、調達方式（技術開発・物品購入・業務委託、単年・複年、設置者等）の検討、法的整理（知的財産の取り扱い等）、仕様書案の作成を実施する。検討にあたっては、必要に応じてヒアリング等を行うこと。ヒアリング先は本市と協議のうえ決定するものとする。

※令和7年度の実績 約5件

③ デジタル技術等の実装にかかる理論構築・関係者協議支援

実装するデジタル技術等のうちハード整備（機器の設置）が伴うデジタル技術等について、デジタル技術等を実装する位置付け、根拠・理論を検討・整理し、道路管理者や交通管理者等の関係者協議支援を行う。

(3) なんさん通りの交通量調査

「別紙1」の交通量調査を行う。交通量調査にあたり必要な関係者協議は受注者において実施すること。

(4) 関係者協議支援（資料作成・議事録作成など）

前述の1)及び2)における関係者協議において必要となる資料の作成及び議事録の作成を行う。

2) 本格的なエリアマネジメントの実現に向けた検討

民間団体による本格的なエリアマネジメント活動の実現に向け、下記の検討を行う。なお、各項目の詳細については本市と協議の上決定するものとする。

(1) 事業収支改善策の検討

本市から提供する過年度のなんば広場全体の事業収支を評価・分析するとともに、前述1)での検討結果を踏まえ、持続可能な事業収支に向けた改善策を検討する。また、イベント主催者になんば広場を選定してもらうための環境づくりに必要な事項の調査・検討（法令関係を含む）を行う。検討にあたっては、必要に応じてヒアリング等を行うこと。ヒアリング先は本市と協議のうえ決定するものとする。

※令和7年度の実績 約5件

(2) エリアマネジメントに係る法人体制の検討

持続可能なエリアマネジメント体制の構築に向け、エリアマネジメント団体の法人格の種別や雇用形態等の法人体制を検討する。

(3) なんさん通りの歩行者利便増進誘導区域指定に向けた検討

なんさん通りの歩行者利便増進誘導区域指定に向け、同区域における活用方法（施設の選定、施設の管理方法など）や安全性等の検討を行う。

(4) なんば広場の滞在快適性向上に向けた検討

猛暑日における暑さ対策、またそれらを含む各種什器の収納場所等に係る検討を行う。

(5) 幅広いイベントの誘致・実施に係る検討

なんば広場の道路空間の活用としてチャレンジ性・クリエイティブ性が高いイベントを実施するため、イベント誘致・実施に向けた検討・関係者協議支援を行う。検討にあたっては、必要に応じてヒアリング等を行うこと。ヒアリング先は本市と協議のうえ決定するものとする。

(6) 電気設備の追加設置に係る検討

なんば広場に追加で設置する分電盤等の電気設備に係る検討（幅広いイベントを実施するにあたり必要な電力や、適切なコンセントの配置等）を行う。

(7) 空間再編後の効果に係る分析

日本道路交通情報センターが提供するデータ等（渋滞統計システム）を用いて、空間再編前後のなんば駅周辺の渋滞状況等の比較分析を行う。なお、渋滞状況等の比較分析にかかる一切の費用（システムの導入費用、データ使用料など）は、本業務委託料に含むものとする。

(8) ビッグデータを活用した人流分析

本市より提供する人流データ分析ツール（KDDI Location Analyzer）を活用し、なんば駅周辺の人流について取りまとめを行う。

(9) 関係者協議支援

歩行者利便増進誘導区域の指定や滞在快適性向上、なんば広場及びなんさん通りの警備・交通誘導の効率化に関連する道路管理者や交通管理者等の関係者協議において必要となる資料作成や議事録作成等の協議支援を行う。

3) 有識者等への意見聴取

上記2項目の整理内容及び検討内容については、学識経験者の有識者に対し、意見聴取を行いながら進めること（3名×3回程度を想定）。

有識者3名は本市の指定する学識経験者とし、学識経験者3名に対する意見聴取の実施方法、実施日時等は、本市と協議の上で決定する。

なお、意見聴取に係る一切の費用（有識者等への報酬・交通費の実費など）は、本業務委託料に含むものとする（本市が指定する3名の有識者の報酬は「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」の規定に基づく額とし、本市と協議の上で決定する）。

【参考 URL】

懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱

<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000201735.html>

3 報告書の作成

前述の2 1)～3)の内容を報告書としてとりまとめる。

4 打合せ協議

着手時、中間（4回）、成果品納入時の計6回。

III 契約条件等に関する事項

1 業務費用（上限額）

金 27,489,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 費用支払

後述の契約期間内に成果品が納品された後、発注者による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

3 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

4 業務委託契約書

別紙「業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要領の記載内容及び受注者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

5 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（1部）
- ・業務実施計画書及び工程表（1部）
- ・管理技術者通知書（1部）

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（1部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（1部 必要に応じて、随時）

③業務完了時に提出する書類

- ・報告書（2部）
- ・報告書概要版（2部）
（報告書の概要を A4 または A3 判 2～3 枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROM もしくは DVD-ROM（2部）

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

6 契約期間

契約日～令和9年3月31日（水）

IV 再委託等の禁止

- 1 土木設計等業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるもの
いい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、前記 1 及び 2 に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前記 3 に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日制定）に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 23 年 9 月 1 日制定）に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

V 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「参加申請書」の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日制定）に基づく参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 23 年 9 月 1 日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和 8・9・10 大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」で入札参加資格を有していること（共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。）
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。

(6) 当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。

- ① 親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

VI 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

1 書類の交付

① 交付書類

- (ア) なんば広場の持続的な管理運営方策等に係る検討調査業務委託募集要項（公募型プロポーザル）
- (イ) 業務委託契約書（案）
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書（様式 1-5）

② 交付書類交付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

③ 交付書類交付場所等

・〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

・大阪市ホームページ

掲載ページ：「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」>

「プロポーザル方式等発注案件」>「プロポーザル方式等発注案件一覧（計画調整局）」

2 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受注者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

① 提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。

- ・(カ)については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

- ② 提出部数
正1部
- ③ 提出期間
令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水)
(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))
- ④ 提出方法および提出場所
持参もしくは郵送で、下記<提出場所>まで提出すること。
<提出場所>
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課
- ⑤ 提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)
令和8年4月17日(金)

3 委託事業者の決定

「VI 2 ⑤提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

- ① 提出書類
「VI 1 ①交付書類」のうち(ク)を提出すること。
- ② 提出部数
10部(正1部、写し6部、審査用3部)(クリップ止めとし、製本はしないこと)
※提案書及び映写用データの電子データ一式を保存したCD-ROMもしくはDVD-ROMを併せて提出すること。なお、映写用データには、提案書に使用した文言、画像等のみを使用すること。(提案書の内容を映写用に加工することのみを認める。)
※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること
※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPointを使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。
※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報(事業者の商号又は名称、代表者氏名など)を削除(黒塗りなどの加工を行ったもの)した資料とする。
※提案書提出者が特定される情報が削除されていない場合は、提案書提出者に確認のうえ、本市において削除する場合がある。
- ③ 提出期間
令和8年4月20日(月)～令和8年4月30日(木)午後5時30分(必着)
(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))
- ④ 提出方法および提出場所
下記<提出場所>まで持参すること。
<提出場所>
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤ プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションは、提案書のみ印刷・配布し、配布資料及び映写用データのみを用いて行うこと。

(ア) 日時 令和8年5月12日(火)

令和8年5月13日(水) 予備日

※開始時刻は別途通知

(イ) 場所 計画調整局 会議室(大阪市役所本庁舎) ※場所の詳細は別途通知

(ウ) 説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥ 審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、業務実施計画、特定テーマに対する技術提案(P12「■選定基準」参照)を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、特定テーマに対する技術提案(小計60点)の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

⑦ 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

(イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧ 結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、令和8年5月15日(金)に全ての参加者に通知し、また、速やかに本市ホームページへ掲載する。

4 本公募に関する質問等について

① 質問について

(ア) 提出期間

・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和8年4月1日(水)～令和6年4月6日(月) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

・提案書に関する事項について

令和8年4月16日(木)～令和8年4月24日(金) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

(イ) 提出方法

・書面、FAXまたはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：なんば広場の持続的な管理運営方策等に係る検討調査業務委託」とし、FAXかメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

場所：大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局企画振興部総務担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7814

FAX 番号：06-6231-3751

メールアドレス：keityou-nyusatu@city.osaka.lg.jp

- ・提案書に関する事項について

場所：大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7826

FAX 番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0009@city.osaka.lg.jp

② 回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和8年4月8日(水)に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 > 「プロポーザル方式等発注案件一覧（計画調整局）」

- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して3日（休日を含まない）以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

5 昨年度報告書の閲覧について

当該プロポーザルの参加者は昨年度報告書を閲覧することができます。閲覧方法の詳細は提案書の提案者決定通知に記載します。

VII その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAX による提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
<場所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
<時間> 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの提案となった場合は受注者選定手続きを行い、要

求水準を満たした場合は受託事業者として選定するものとする。

- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求められることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

<場所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

<時間> 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

- (7) (4) 及び (6) の申出に対する回答は、説明を求められることができる最終日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

<場所> 参加申請書等提出場所に同じ

- (8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。

- (9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。

- (10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。

- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目		基準	配点		
業務実施体制	実施体制の的確性	同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。	10	30	
	管理技術者	同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。	10		
業務実施計画		実施方針や実施手順の妥当性を評価する。	10		
特定テーマ	特定テーマ1	合理性 【なんば広場及びなんさん通りにおける安全・安心の将来像】 なんばエリアの現状や課題・地域特性等を踏まえ、デジタル技術の活用を前提とした警備員及び交通誘導員の適正配置を検討するための具体的な検討手順を、検証の進め方、プロセスにおける留意点も含めて提案してください。	導入するデジタル技術の選定の考え方、警備員及び交通誘導員の適正配置を検討する際の視点や課題解決に向けたアプローチ方法が合理的なものであるかを評価する。	15	60
		実現性	デジタル技術の選定方法や警備員及び交通誘導員の適正配置の検討手法及び検証の進め方、プロセスにおける留意点が、難波地区における現状や課題、地域の特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する。	15	
	特定テーマ2	合理性 【道路等の屋外公共空間におけるイベント・広告等の事例】 なんば広場では、管理運営の収支成立に向け、立地や空間特性を踏まえて、広場の媒体価値を高めアピールしていく必要があると考えています。そこで、道路等の屋外公共空間において、発信力の高いイベントや広告掲出等を行っている事例を2事例挙げて、参考となる考え方や特徴、イベントの実現に関する留意点や検討プロセスを示してください。	選定の考え方や理由が、なんば広場の立地や空間特性を踏まえたものであり、広場管理運営の収支成立に向けて検討するにあたり合理的なものであるかを評価する。	15	
		実現性	選定した事例が、道路空間の活用に係る社会的な状況や課題等を踏まえ、イベントの実現に関する留意点や検討プロセスを含めて、実現性を伴ったものであるかを評価する。	15	
全体的な実施方針		当該業務に係る提案が優れたものであり、かつ実施手法が効果的であるかどうかを全体的に評価する。	10	10	
合計			100		

なんさん通りの交通量調査

なんさん通りの交通誘導員削減に向け、関係者協議に向けた交通量調査を実施し、結果のとりまとめを行う。

① 調査目的

なんさん通りへの誤進入状況を把握することを目的とし、交通量調査を実施する。

② 調査地点

調査地点は図一 2 に示す 2 地点とする。

- ・難波中 2 交差点
- ・なんなん会館前

詳細は警察、建設局等関係者と協議のうえ決定する。



図一 2

③ 調査項目

調査項目及び調査時間は次のとおりとし、平日休日の 2 日ずつを想定しており、合計 4 日間とする。調査日程は、本市と協議の上決定するものとする。

- ・交差点交通量調査（車種別方向別）：7 時～7 時（24 時間）
- ・なんなん会館前 U ターン調査 ：9 時～25 時（16 時間）

④ 調査内容・方法

- ・交差点交通量調査（車種別方向別）

調査地点に調査員を配置し、数取器にて方向別（断面方向別）・車種別（6 分類）に 2 時間を単位として 7 時～翌 7 時（24 時間連続）で自動車交通量の計測を行う。

表-2 自動車車種分類

計測分類	ナンバープレート頭 NO	該当車種	備考
① 乗 用 車	NO.3,5,7 (8.小型プレート)	軽・小型乗用車	
② バ ス	NO.2	大型乗用車	
③ 小型貨物車	NO.4,6 (3.小型プレート)	軽・小型貨物車	
④ 普通貨物車	NO.1,9,0	大型貨物車	
⑤ タクシー		小型乗用車	緑ナンバー
⑥ 自動二輪車	—	—	原付を含む

※特殊用途車(NO.8)については車両形状にて上記に分類する。

※ナンバープレートの の部分（上1桁目：車種分類番号）で判断し分類する。

なにわ ④5 ほ 12-34	大阪 ①0 ま ・1-23
-------------------	------------------

・なんさん通りに進入しようとした車両の確認

なんさん通りに進入しようとした車両については以下についても確認を行い、進入しようとした車両の集計を行う。

(確認内容)

- ・許可車 (ア)
- ・許可車以外
 - └─ 交通誘導員の声掛けなし (イ)
 - └─ 交通誘導員の声掛けあり
 - └─ 声掛けにより進入抑制 (ウ)
 - └─ 進入抑制できずに誤進入 (エ)

(集計内容)

- ・進入車両合計 = ア + イ + エ
- ・誤進入車両合計 = イ + エ
- ・交通誘導員不在時に想定される進入車両合計 = ア + イ + ウ + エ
- ・交通誘導員不在時に想定される誤進入車両合計 = イ + ウ + エ

・なんなん会館前 U ターン調査

なんさん通りに誤進入した車両について、なんなん会館前での U ターン状況を目視により確認し記録する。U ターンを行った車両と行っていない車両の台数を記録する。U ターンを行った車両は警備員の声掛けの有無についても確認を行い、記録する。

⑤ 留意事項

作業にあたっては市民の歩行の妨げにならないよう安全に配慮すること。